

浜松市公告第314号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成26年3月24日

浜松市長 鈴木 康友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
雑貨屋ブルドッグ葵東店  
浜松市中区葵東二丁目25番地45
- 2 変更した事項  
(1)大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称)雑貨屋ブルドッグ葵東店  
(変更後)雑貨屋ブルドッグ葵東店
- 3 変更年月日  
平成26年3月5日
- 4 変更する理由  
店舗新設に当たり、(仮称)を削除しました。